

新潟市立図書館 感染拡大防止ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の予防と図書館・図書室の利用（以下、「図書館利用」という。）の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、図書館利用に係る基本的な考え方を示すものです。

1 施設における感染症対策の実施

図書館・図書室には、不特定多数の市民が訪れます。「3密」をできるだけ回避し、来館者や職員への感染拡大のリスクを最小限にするために、各図書館・図書室の規模や運営体制、感染の状況などを考慮し、効果的な対策を取ることが重要です。

各図書館・図書室においては、以下に挙げる対策例を参考にそれぞれの実情に応じた対策を講じることにより、感染拡大の防止に努めます。

(1) 身体的距離の確保

館内において身体的距離を確保するため、各館の規模等に応じて対策を講じる。

【対策例】

- ☑カウンター前など距離を取って並んでいただくよう、足元に目印を設置する。
- ☑閲覧スペースや学習室の座席数を減らして間隔を空ける。
- ☑館内では人との間隔をできるだけ取っていただくよう、ポスターや館内放送等で周知する。
- ☑館内が非常に混み合い、密集状態になる場合は、入場制限を行う。

(2) 清掃・消毒

手指消毒の励行、通常のコleaningに加え、施設内で高い頻度で接触する箇所、利用者が共用で使用する物品について、定期的な消毒を行う。

【対策例】

- ☑施設入り口に消毒液を設置する。
- ☑ドアノブ、手すり、トイレ等は次亜塩素酸ナトリウム溶液等を用いて消毒を行う。
- ☑パソコンやセルフ貸出機、ブックカート等は素材に応じた消毒液・消毒方法を用いて適宜消毒を行う。
- ☑適切に消毒が行えない場合は、使用不可とすることも検討する。
- ☑感染者が図書館を利用した事実が判明した場合には、施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒を行う。

(3) 換気の徹底

密閉空間とならないよう、適切に換気を行う。

【対策例】

- ☑空調設備を適切に運転・管理し、室内の換気に努める。
- ☑可能であれば2方向の窓やドアを開け、定期的に換気を行う。
- ☑換気が十分に行えない箇所は、使用させないことも検討する。

(4) 接触感染・飛沫感染の防止

接触機会を減らし、飛沫感染を防止するため、各館の状況に応じて対策を講じる。

【対策例】

- ☑カウンターに飛沫防止のビニールカーテンを設置する。
- ☑長時間の対応となりそうなレファレンスは、お預かりして後日回答とする。
- ☑貸出カードやレシートはトレイを用いることにより直接のやり取りを避ける。

2 職員の感染症対策の実施

図書館・図書室の運営を安全に継続するためには、職員の感染予防および健康管理の実施が基礎となります。自身が感染しない、他者に感染させないようにするため、以下の対策を職員一人ひとりが実施します。

(1) 接触感染・飛沫感染の防止

- ・こまめな手洗いや消毒液による手指消毒を励行する。
- ・業務中はマスクを着用する。

(2) 各自の健康管理

- ・発熱や風邪症状がある場合は、出勤しないなどの対応を取る。
- ・普段の生活においても、「新しい生活様式」を実践し、感染予防に努める。

(3) 窓口業務以外の業務について

- ・事務室においても、適切な換気を行うとともに、会議等を行う場合は身体的距離の確保や書面でのやり取りに替えるなど接触を減らす工夫をする。

3 来館者への協力依頼・情報発信

図書館利用における感染拡大防止のためには、来館者の理解と協力が不可欠です。図書館利用時の行動について来館者に対する協力のお願いと、わかりやすい情報発信に取り組みます。

(1) 来館時にお願いすること

- ・他の人との一定の距離を取り、カウンターに並ぶときは足元のマークに沿って並ぶ。

- ・咳エチケットを心掛けていただき、マスク着用を促す。
- ・利用の前後には、手洗いの励行、消毒液による手指消毒を行う。
- ・発熱や風邪症状など体調が優れない人は来館を控えていただく。
- ・館内への滞在が長時間にならないようにする。

(2) 適切な情報発信

- ・図書館利用時の来館者へのお願いをポスターやホームページ、館内放送等で周知する。
- ・国等が示した感染予防ポスターや「『新しい生活様式』の実践例」のチラシを設置する。
- ・感染拡大予防の観点から、図書館サービスの内容が、通常の場合と異なることを周知し、理解を求める。

4 図書館主催事業について

事業の開催については、新潟市のイベント開催の方針や「新しい生活様式に基づく新潟市社会教育施設等利用ガイドライン」に沿って開催の可否を判断し、開催する場合は十分な感染拡大防止策を講じます。

5 図書館併設施設について

中央図書館の研修室およびホール、新津図書館の研修室、西川多目的ホールの利用については「新しい生活様式に基づく新潟市社会教育施設等利用ガイドライン」に沿って対応します。

6 適用期間

本ガイドラインの適用は、令和2年5月21日（木）から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直します。